

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業) 交付規程

令和2年6月22日 廃3R研第062201号
公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)交付要綱(令和2年4月1日付け環循規発第2004014号)、廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業実施要領(令和2年4月1日付け環循規発第2004015号)の規定(以下「法令等」という)によるほかこの規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の3に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

代表事業者は補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。なお、本事業の実施要領第2の事業の補助金の交付を受けた場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への申請を行うことは出来ない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、実施要領第2の事業においては、高効率化を図ることにより追加的に生じる設備整備費に係る工事費及び事務費（別表第2に定める事務費の算出方法により求められた額）の合計額が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書、又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、

様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補

助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前十四号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 条 申請者は、第 7 条第 1 項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第 10 条 財団は、第 8 条第六号の規定による報告書及び第 2 項の規定による報告書並びに職員の立ち入り検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付

の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をする

ことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間の期間について、毎月、翌月末日までに（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第17条 補助事業者は補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質

に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 財団は、補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第18条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月22日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において財団が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第 1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業 (a) 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置・改良を行う事業 (b) 廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・R P F 化等）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備設置・改良を行う事業（実施要領第 2 に定める事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるもの（設備費及び業務費を除く）とする。）	財団が必要と認めた額	3 分の 1

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法

事務費		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第 4

1 事業区分	2 報告期間	3 報告頻度	4 報告様式	5 提出期限
廃棄物エネルギーの有効活用 によるマルチベネフィット達 成促進事業 (実施要領第 2 に定める事 業)	5 年間	毎月※注	様式第 1 6	翌月末日

注：事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに大臣に提出するものとする。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 補助対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる事業とする。

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

- ① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物高効率熱回収事業」という。）

（実施要領第2に定める事業）

- ②-1 廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等）の設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物燃料製造事業」という。）

（実施要領第2に定める事業）

- ②-2 廃棄物燃料を受け入る際に必要な設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物燃料受入事業」という。）

（実施要領第2に定める事業）

2. 補助対象事業の要件

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

①廃棄物処理高効率熱回収事業、②-1 廃棄物燃料製造事業及び②-2 廃棄物燃料受入事業（実施要領第2に定める事業）

1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること(湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。)。

対象設備	対象の条件																						
①廃棄物高効率熱回収	熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる） <table> <tr> <td>100 トン／日以下：</td><td>12%以上</td></tr> <tr> <td>100 トン／日超：</td><td>14%以上</td></tr> <tr> <td>150 トン／日超：</td><td>15.5%以上</td></tr> <tr> <td>200 トン／日超：</td><td>17%以上</td></tr> <tr> <td>300 トン／日超：</td><td>18.5%以上</td></tr> <tr> <td>450 トン／日超：</td><td>20%以上</td></tr> <tr> <td>600 トン／日超：</td><td>21%以上</td></tr> <tr> <td>800 トン／日超：</td><td>22%以上</td></tr> <tr> <td>1,000 トン／日超：</td><td>23%以上</td></tr> <tr> <td>1,400 トン／日超：</td><td>24%以上</td></tr> <tr> <td>1,800 トン／日超：</td><td>25%以上</td></tr> </table> RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。	100 トン／日以下：	12%以上	100 トン／日超：	14%以上	150 トン／日超：	15.5%以上	200 トン／日超：	17%以上	300 トン／日超：	18.5%以上	450 トン／日超：	20%以上	600 トン／日超：	21%以上	800 トン／日超：	22%以上	1,000 トン／日超：	23%以上	1,400 トン／日超：	24%以上	1,800 トン／日超：	25%以上
100 トン／日以下：	12%以上																						
100 トン／日超：	14%以上																						
150 トン／日超：	15.5%以上																						
200 トン／日超：	17%以上																						
300 トン／日超：	18.5%以上																						
450 トン／日超：	20%以上																						
600 トン／日超：	21%以上																						
800 トン／日超：	22%以上																						
1,000 トン／日超：	23%以上																						
1,400 トン／日超：	24%以上																						
1,800 トン／日超：	25%以上																						

②- 1 廃棄物燃料製造	(ア) メタン発酵方式 ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 (イ) メタン発酵方式以外 ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 - 固形燃料化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 - 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 - ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 - R P F 化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。
②- 2 廃棄物燃料受入	(ア) メタン発酵方式 ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 (イ) メタン発酵方式以外 ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 - 固形燃料化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 - 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 - ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 - R P F 化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を取得できること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- 4) 災害廃棄物の処理体制（自治体との災害廃棄物の受け入れに関する協定が締結されている、地域防災計画に申請施設が位置づけられている、若しくは所属する団体等を通じて自治体との災害廃棄物処理に関する支援体制が構築されている等）が構築されている

若しくは補助事業開始までに構築がされていること。なお、受け入れた実績があれば、実施計画書に記載すること。

- 5) 本事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまで地域外から購入していた燃料経費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること。
- 6) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱については、申請に係る施設以外での活用方法（地域活性化との関連があること）又は製造された燃料の利用先が確定等している旨を証明できること。
- 7) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- 8) 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 9) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
 - ア) 情報公開等を行うに当たっては、17) に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を翌年度の4月末日までに財団に報告しなければならないこと。（稼働前）
 - イ) 交付規程に規定する財産処分を制限する期間中は毎年度、17) に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた翌年度の4月末日までに環境大臣に報告しなければならないこと。（稼働後）
- 10) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 11) 事業者の取組として先進的であること。
- 12) 1) の表の左欄の①の対象設備においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- 13) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 14) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 15) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。
- 16) 交付の対象となる事業の範囲
施設の新設、増設又は改良に係る事業とする。
- 17) 交付の対象となる設備の範囲
交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。
基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る費用は、原則とし

て、補助対象となる設備の範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

① 廃棄物高効率熱回収事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 燃焼設備・焼却残さ溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ) 燃焼ガス冷却設備
- エ) 発電設備
- オ) 熱供給設備
- カ) 排ガス処理設備
- キ) 通風設備
- ク) 灰出し設備
- ケ) 排水処理設備
- コ) 不燃物処理・資源化設備
- サ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ) 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

②-1 廃棄物燃料製造事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 焼結設備
- エ) 溶融設備
- オ) 破碎設備
- カ) 選別・分級設備
- キ) 圧縮設備
- ク) 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ) メタンガス貯留設備
- コ) 残さ物等処理設備
- サ) 油化設備
- シ) 排ガス処理設備
- ス) 固形化設備
- セ) 搬出設備
- ソ) 排水処理設備
- タ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- チ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

②-2 廃棄物燃料受入事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・搬出路を除く）

- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 破碎設備
- エ) 選別・分級設備
- オ) 圧縮設備
- カ) 燃焼設備
- キ) 貯留設備
- ク) 搬送設備
- ケ) 残さ物等処理設備
- コ) 換気、除じん、脱臭設備
- サ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

※ 上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

3 補助金の交付を申請できる者（補助事業者）

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者であつて、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

4 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させる場合がある。

交付規程様式等

様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）

別紙 1 実施計画書

別紙 2 経費内訳

様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）

様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）

様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）

様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）

様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）

様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）

様式第 10 取得財産等管理台帳（第 8 条関係）

様式第 11 完了実績報告書（第 11 条関係）

別紙 1 実施報告書

別紙 2 経費所要額精算調書

様式第 12 年度終了実績報告書（第 11 条関係）

様式第 13 交付額確定通知書（第 12 条関係）

様式第 14 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）

様式第 15 翌年度補助事業開始承認申請書（第 15 条関係）

様式第 16 事業報告書（第 16 条関係）

様式第1（第5条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 梶原 成元 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
交付申請書

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

注1 「補助事業の名称」欄は、下記のいずれかの事業名を記載すること。

- ① 廃棄物高効率熱回収事業
- ②-1 廃棄物燃料製造事業
- ②-2 廃棄物燃料受入事業

- 2 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 3 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。
- 4 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

様式第1【別紙1】

廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物燃料受入事業実施計画書

※事業の実施計画を策定する際は、計画している熱回収率、廃棄物の種類・処理量、電力・熱・燃料の供給予定及び事業の効果等の根拠を明確にし、実現性の高い計画を策定すること。

なお、交付の決定がなされた後でも、交付要綱、実施要領、交付規程及び本計画書の内容（熱回収率、事業の効果等を含む）に違反した場合には、交付規程第十四条に基づき交付の決定を解除し、返金を求める可能性があります。

事業の名称	廃棄物高効率熱回収事業 廃棄物燃料製造事業 廃棄物燃料受入事業 （選択事業以外は削除してください。）	
事業実施の代表者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の担当者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
経理責任者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
共同事業者の代表者	会社名等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	

共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の主たる実施場所	名称 所在地	
事業の概要	＊循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であることの説明を含めること。 ＊脱炭素社会及び地域循環共生圏の構築に資する説明を含めること。 ＊施設の新設、増設又は改良が分かるように記入する。	
事業の目的		
事業の方法、内容	1. 廃棄物高効率熱回収事業の場合 (1) 発電方式 (2) 熱供給方式 (3) 発電出力(定格最大) (4) 熱供給量(時間あたり及び年間) (5) 年間発電量 (6) 熱回収率 (7) 廃棄物の種類・処理計画量 (8) その他 2. 廃棄物燃料製造事業の場合 (1) 燃料の種類 (2) 燃料利用用途・年間利用量	

	(3) 燃料製造方式 (4) エネルギー回収率 (5) 発熱量 ① 固形燃料化、液化、R P F の場合、単位はMJ/kg ② ガス化の場合、単位はMJ/Nm³ (6) 時間あたり設備能力量 (7) 年間燃料製造量 (8) 廃棄物の種類・処理計画量 (9) その他 3. 廃棄物燃料受入事業の場合 (1) 燃料の種類 (2) 燃料利用用途・年間利用量 (3) 燃料製造方式 (4) エネルギー回収率 (5) 発熱量 ① 固形燃料化、液化、R P F の場合、単位はMJ/kg ② ガス化の場合、単位はMJ/Nm³ (6) 時間あたり設備能力量 (7) 年間燃料製造量 (8) 受け入れ廃棄物の種類・年間処理計画量 (9) その他 ※該当する事業のみ記載し、他事業は削除してください。
実施時期	

廃棄物の入手元及びその調整状況	＊調達に係る不測の事態の発生、供給に係る不測の事態の発生を想定してその対応策を記載し、さらに、損益への影響及び投資回収に対する見通しも合わせて提示すること。
電力・熱・燃料の活用方法及びその調整状況	＊具体的な供給予定先及び予定供給量を記入すること。 ＊調達に係る不測の事態の発生、供給に係る不測の事態の発生を想定してその対応策を記載し、さらに、損益への影響及び投資回収に対する見通しも合わせて提示すること。
設備の荷重平均耐用年数（注２）	
事業の効果	（二酸化炭素排出抑制効果（注３）） （事業の費用対効果（円/ t-CO2）（注４））
廃棄物の処理及び清掃に関する法律における設置許可	＊廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可、又は第１５条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取得状況について記入する。
施設の安全性	(1) 処理施設の安全性に関する周辺住民への説明及び開示について記入する。 (2) 稼働後の施設の安全性に関する点検方法と開示方法について記入する。 （交付規程に規定する財産処分を制限する期間中毎年度実施）
施設の管理・運営体制	＊ 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていることについて記入する。
災害廃棄物の処理体制	＊災害廃棄物の受入体制（自治体との災害廃棄物の受け入れに関する協定、地域防災計画への位置づけ、所属団体等を通じた体制の構築状況）について記入する。 (1) 協定の締結又は地域防災計画に位置づけられている自治体名： (2) 協定又は防災計画の名称： (3) 構築年月日： (4) 災害廃棄物の受入実績：
地域への貢献策	＊本事業による地域への具体的な貢献策を記入する。 (1) 本事業による具体的な地域活性化策 (2) (1)の活性化策の実現に向けたスケジュール (3) 本事業により留まると想定される資金額： 円/年
事業の波及効果・先進性	＊ 事業の波及効果及び先進性について記入する。 ＜波及性＞ 経済性、維持管理など従来機器に比べ優れているなど他の事業者の取組の参考となることや他の事業者や関係者との連携につながるなどについて記入する。

事業実施スケジュール	* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度にわたる場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。 * 概要実施スケジュールを記載し詳細は別紙を添付してもよい。
------------	---

(注1) 本実施計画書の参考資料として、必要に応じて以下の資料を添付すること。

- ① 設備のシステム図、配置図
- ②-1) 廃棄物高効率熱回収事業の場合、熱回収率※について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料を添付してください。また、電気もしくは熱の利用先への配送状況が分かる図を添付してください。
 ※熱回収率の算定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第一項第4号ハに規定する方法によること。
- ②-2) 廃棄物燃料製造設備の場合、エネルギー回収率、発熱量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料、二酸化炭素排出抑制効果等の数値の算定にあたって用いた根拠や係数、実績値等を引用した場合の出典を明記し、添付してください。
- ②-3) 廃棄物燃料受入設備の場合、エネルギー回収率、発熱量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料、二酸化炭素排出抑制効果等の数値の算定にあたって用いた根拠や係数、実績値等を引用した場合の出典を明記し、添付してください。
- ②-4) 当該施設が主として廃棄物を処理する施設であることの根拠資料を添付してください。
- ③ 本事業に係る廃棄物の入手先・種類・量及び受入れ条件等が分かる資料
- ④ 廃棄物処理施設設置に係る許可取得状況
- ⑤ 災害廃棄物の処理体制が分かる資料
- ⑥ 地域への貢献策及び地域内に留まる資金額の算出根拠資料
- ⑦ 地元調整状況
- ⑧ 事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など）の算定根拠資料
- ⑨ 事業収支計画、資金調達計画及び資金回収見通しに係わる資料
- ⑩ 会社概要
- ⑪ 本事業の実施体制
- ⑫ 登記事項証明書
- ⑬ 最近2営業期間の事業実績、決算書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）
- ⑭ 定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書及び代表者の住民票の写し）
- ⑮ 事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
- ⑯ 廃棄物高効率熱回収事業においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を受ける旨の誓約書
- ⑰ 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者の認定を受ける旨の誓約書
- ⑱ 事業実施スケジュール（交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュール）
- ⑲ 暴力団排除に関する誓約書

(注2) 荷重平均耐用年数については、「「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について」(平成20年10月17日付け環廃対発第081017004号、廃棄物対策課長通知)に準じて、それぞれの設備の見積もりに基づき算出すること。

(注3) 二酸化炭素排出抑制効果の記載に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 算定根拠(引用した数字の出展、計算式を含む)を明記すること。必要に応じて、注1⑧で定める資料を添付すること。
- ② 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(平成29年2月環境省地球環境局)(以下「ガイドブック」という。))において使用するエクセルファイル(「補助事業者向けハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記載すること。ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html
- ③ ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。
 - ・ エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること(「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。)
 - ・ エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。
 - ・ 廃棄物高効率熱回収はガイドブック中の「B. 再生可能エネルギー発電用」を用い、廃棄物燃料製造、燃料受入は「G. 省エネ設備用」を用いて計算する。また、省エネ設備用ファイルを使用する場合は削減されるエネルギー種別とその量の根拠を設定根拠に記入してください。
- ④ 各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。
- ⑤ 施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設備に対するCO₂削減量も算出すること。

(注4) 費用対効果は以下の式に基づき算出すること。

$$\text{CO}_2 \text{ 削減コスト (円/}t\text{-CO}_2\text{)} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (}t\text{-CO}_2\text{/年)} \times \text{当該事業で導入する施設の荷重平均耐用年数 (年)}}$$

様式第1 【別紙2】

廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物燃料受入事業に要する
経費内訳

所要 経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) − (2))	(4) 補助対象経費支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)	
	— 円	円	円	円	
	(9) 高効率化に伴う増嵩費用（千円未満切り捨て）		(10) 改補助金所要額 (8) と (9) を比較して少ないほうの額 (千円未満切り捨て)		
	円		円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額（円）	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	購入予定時期

- (注) ① 経費区分・費目欄は、別表第2により記載すること。
② 所要経費の欄の(9)高効率化に伴う増嵩費用については、補助対象経費支出予定額内訳の欄の

- 積算内訳において、該当する費用が分かるよう明示し、その費用の合計額を記載すること。また、高効率化にかかる整備内容の詳細及びその費用の算出根拠資料を添付すること。
- ③ 事業が複数年度にわたる場合は、年度別の補助対象経費支出予定額が分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ④ 補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ⑤ 継続事業として申請する場合、前年度までの完了分の金額については実績額を用いること。
- ⑥ 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。
- ⑦ 消費税は原則として含めません。

例： 事業全体分の総事業費等（増嵩費用含む）が分かる表（添付）

No.	項目	全体				令和2年度				令和3年度			
		総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	増崇費用	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	増崇費用	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	増崇費用
1. 受入供給設備													
1-1	トラック スケール												
1-2	...												
2. 焼却施設													
...	...												
...	...												
10. 諸経費													
...	...												
合計													

様式第2（第6条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）変更交付申請書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由

（注）具体的に記載する。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業) 交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程（令和2年 月 日付け廃3R研第 号）（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 梶原 成元 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付要綱（令和2年4月1日付け環循規発第2004014号）、廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業 実施要領（令和2年4月1日付け環循規発第2004015号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 （廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）
 変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程（令和2年 月 日付け廃3R研第 号）（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
 理事長 梶原 成元 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付要綱（令和2年4月1日付け環循規発第2004014号）、廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業 実施要領（令和2年4月1日付け環循規発第2004015号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）遅延報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）の遅延について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）遂行状況報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）の遂行状況について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達
成促進事業）について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネ
ルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第8条第十号の規定
に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
取得財産等管理台帳
(令和2年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11（第11条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
完了実績報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日付け廃3R研第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
(2) 写真（工程等が分かるもの）
(3) その他参考資料（領収書等含む。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第 1 1 【別紙 1】

廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物燃料受入事業実施報告書

事業の名称		
事業実施の代表者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の担当者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
経理責任者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
共同事業者の代表者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
共同事業者の担当者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	

事業実施の主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要	(記入上の注意) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベ ネフィット達成促進事業) 交付申請書の別紙1における記入内容について、事業実施後の 内容で記入する。 特に、変更がある場合は、変更前と変更後が分かるように記入する。	
事業の方法、内 容		
実施時期		
廃棄物の入手元		
電力・熱・燃料の 活用方法		
事業の効果 二酸化炭素排出抑 制効果、事業の費 用対効果		
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律における設 置許可		
施設の安全性		
施設稼働時の産 業廃棄物の処理 業者名	※優良産廃業者認定制度について〇〇県から〇〇年〇月認定の旨を記入する。	
事業の実施体制		

資金調達	
補助対象事業の 発注先	
施設等の保守計 画	
事業実施スケジ ュール	

注 以下のものを添付すること。

- ① 事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など）の算定根拠資料*
- ② ①を除き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類

* 二酸化炭素排出抑制効果の算定根拠資料については、年間のCO2削減量を算定したエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）を添付すること。また、このエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

様式第 1 1 【別紙 2】

廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物燃料受入事業に要する経費所要額
精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実支出 額
円	円	円	円
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少 ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少 ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)
— 円	円	円	円
(9) 高効率化に伴う増 嵩費用 (千円未満切り捨 て)	(10) 改補助金所要額 (8) と (9) を比較して少 ない方の額 (千円未満切り捨て)	(11) 補助金交付決定 額	(12) 過不足額 ((11) - (10))
円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位 : 円)

経費区分・費目		金 額		積 算 内 訳			
合 計							
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの）							
名 称		仕 様		数量	単 価 (円)	金 額 (円)	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第12（第11条関係）

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
年度終了実績報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成
促進事業）の 年度における実績について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業
費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付
規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日付け廃3R研第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

3 補助事業の実施状況

＊ 交付規程第8条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年
度に行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事 業 費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) - (4)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)交付規程(令和2年 月 日付け廃3R研第 号)(以下「交付規程」という。)第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 梶原 成元 印

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
精算(概算)払請求書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）に係る
翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の概要

- （1）補助事業の名称
- （2）補助事業の概要
- （3）翌年度における補助事業の概要

2 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3 参考資料

様式第16 (第16条関係)

年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)
年度事業報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について
 - (1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
 - (2) 年度燃料利用量(実績)
 - (3) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量・燃料利用量に達しなかった場合の原因

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 (2)は、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物燃料受入事業の場合に限る。